

平成19年5月1日

保護者様

横浜市立もえぎ野中学校  
校長 山岸 正廣

◎暴風警報・大雪警報・暴風雪警報発令時  
◎東海地震の警戒宣言・注意情報発令時  
の対応について

さわやかな新緑の季節となりましたが、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本校では次のように対応いたしますので、改めてご確認いただきますと同時に、この文書の『保管』をお願いいたします。

【登校について】

- (1) **午前7時**の時点で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」が発令継続中の場合は、生徒の安全確保のため当日は「**臨時休業**」とします。
- (2) 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」を伴わない「警報」（大雨警報、洪水警報等）については、ご家庭の判断で登校させてください。その際には安全確保に十分配慮して下さい。  
\* 注意報につきましてはこの範疇から除外いたします
- (3) 登校前に、「**東海地震警戒宣言**」・「**東海地震注意情報**」が発令された場合は「**臨時休業**」とします。

【下校について】

- (1) 登校後、「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」が発令された場合、状況により授業をうち切り**帰宅**させます。下校の際には、学校側としても学校待機など安全には十分配慮いたしますが、ご家庭での対応もよろしくお願ひします。
- (2) 登校後、「**東海地震警戒宣言**」・「**東海地震注意情報**」が発令された場合には授業を打ち切り、次の処置をとります。
  - 「教職員の指導のもとに**帰宅**させます」 ただし
    - (ア) 「留守家庭等の生徒については、状況により学校で保護します」
    - (イ) 「市外など遠隔地の生徒は学校で保護します」

【授業について】

- (1) 各発令が解除された「次の日」に授業を再開します。  
\* 午前7時までに解除された場合は平常授業です

